

住宅エコポイント制度の開始

政府が第二次補正予算において創設した住宅エコポイント制度において、平成 22 年 3 月 8 日からポイントの発行及び商品等への交換の申請受付を開始しました。ここでは本制度の概要を簡単に紹介します。

ポイント発行対象・発行ポイントの概要

持家・借家、一戸建ての住宅・共同住宅等の別によらず平成 22 年 1 月 28 日以降に完了した工事が対象

	対象となる工事	ポイント発行対象となる要件
エコ住宅の新築	H21 年 12 月 8 日 ~ H22 年 12 月 31 日に建築着工	省エネ基準（平成 11 年基準）を満たす木造住宅 省エネ法のトップランナー基準相当の住宅
エコリフォーム	H22 年 1 月 1 日 ~ H22 年 12 月 31 日に着手	窓の断熱改修（省エネ基準を満たしていること） 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修（建材に要件あり） 上記のエコリフォームと一体的に行うバリアフリー改修

	発行ポイント	ポイント申請期限	ポイント交換期限
エコ住宅の新築	一律 300,000 ポイント	一戸建て H23 年 6 月 30 日 共同住宅 階数 10 以下 H23 年 12 月末 階数 11 以上 H24 年 12 月末	H25 年 3 月 31 日
エコリフォーム	施工内容ごとの合計 上限 300,000 ポイント	H23 年 3 月 31 日	

ポイントの利用方法

1 ポイント = 1 円で追加工事費用への充当や商品券や地域型商品券、環境寄付、地域特産物等へ交換できます。詳しくはエコポイント事務局 (<http://jutaku.eco-points.jp/>) のホームページをご覧ください。

本の紹介コーナー

ユニクロ VS しまむら

家庭の衣料品支出額は過去最低を更新し続けているそうです。その中でユニクロとしまむら、デフレを勝ち抜いているこの 2 社を比較しながら、その強さや戦略の秘密を探る、という本です。格安の衣料品を扱い似たような業態に思える両者ですが、ユニクロは「完全 SPA 小売業（自社オリジナル企画アパレル製造直売）」、しまむらは「ベンダー（問屋、メーカー）集荷の品揃え小売業」だそうです。3 つのポイントに絞り比較すると、

	ユニクロ	しまむら
商品	少品種・大量生産	多品種・少量仕入
製造	自社	他社仕入
流通	アウトソーシング	完全自社確立

両社の戦略はかなり異なっている事がわかります。商品について、ユニクロは「低価格かつ高品質」を追求するため、品種を絞って自社製造しコストダウンを図るという戦略。他方しまむらは、郊外に多くの店舗を展開している為、人口の少ない地域では他人と洋服が同じである事が目立ちやすい。その為、1 店舗に 1 品種につき 2、3 着しか仕入れず、しかも売切御免とし、次々に新しい商品を仕入れるという戦略が当たったそうです。消費者としてまだ身近に思えない感じがぬぐえない両社ですが、アパレル業界に限らず、今の時代に企業がどう生き抜いていくか、ヒントになる情報も満載でした。また著者の徹底した取材と分析による内容は、単に読み物としてもなかなか興味深かったです。（道満 聡子）



日経ビジネス人文庫

月泉 博（著）

ありがとうございました・

このたび 3 月 31 日付けをもって退職させて頂くこととなりました。新納会計事務所に入所してから、あっという間の 2 年間でした。お客様、新納先生をはじめ、事務所の方々から沢山のことを学ばせて頂き、貴重な時間を過ごさせて頂き、深く感謝いたしております。皆様との思い出や経験をこれからの人生にまた生かしていきたいと思っております。本当にありがとうございました。（道満 聡子）

PROGRESS

プロGRESS

新納会計事務所・(株)新納経営

第 38 号

〒604 0031 京都市中京区新町通二条下ル頭町 16 - 1

TEL: 075 (231) 0335 FAX: 075 (231) 0473

<http://www.shinnou.net/>

e-mail: smc-keiei@tkcnf.or.jp

平成 22 年 4 月 5 日発行

PROGRESS (プロGRESS) とは「進歩」の意。皆様と共に進歩して行きたいという願いを込め発行します。

「藤田まこと」氏のこと

所長 新納 賢二

この二月に亡くなった「藤田まこと」氏は、伝え聞く所によると私の母校堀川高校の先輩である。もう 30 年程前であるが、子供を連れて相国寺の境内を通行中に、テレビドラマの撮影現場に行き合わせた。そこに出番待ちの彼がいた。目が合った時に、彼の方から「いつもお世話になっております」とあのにこやかな笑顔で挨拶されて、ビックリしたことがある。お客様を笑わず事を生業としているコメディアンは、日常では気難しく恐いと聞いていたので、彼の行動は意外であり、先輩の件もあって興味を抱き、プロフィールを調べて見た事があった。

彼は旅役者の子として生まれた。この時から芸能の世界で生きる宿命を背負っていたのだろう。母親は彼を産んだ後まもなくして他界し、彼は母の記憶はほとんど持っていない。その後父親が再婚したが、継母にもなじめず寂しい少年期を送っている。戦争中は兄が 17 歳で戦死。姉も結核で死亡。彼は兄からの最後の音信である葉書を常に携帯していたらしい。

戦後は、闇市を徘徊し、荒れた生活を送っていた様だが、地方のドサ回りの下積みから這い上がり、TV の振興期に人気者になった。

その前半の人生は苦勞の連続、その苦勞を肥やしにして、気配りの心を養い、笑顔と思いやりの一言を身につけて芸能界を渡り歩いて来たのだろう。そして人を喜ばす事が自分の役者としての使命だと覚ったのに違いない。

人と人とを結ぶ感謝の一言、思いやりの一言、そのほんの一言によって相手の心がひらけ、心と心が通い合う。今はそんな一言をかけあうことが少なくなりつつあると言われている。自分のことしか考えられない為か、あるいは習慣として身につけていない為か。いずれにしても、殺伐とした時代だけに、よい言葉をもっと気軽にかけあいたい。

幸い、心をひらく一言を我々は沢山持っている。

かつて長者番付一位になった斎藤一人氏は日本で商売をするなら特別な神様を知らないといけないと言う。日本で最大の神様は「皆さまのおかげさま」。

売るときは「皆さま」という言葉で安心感を与え、ほめられたら「おかげさま」という言葉を使い決して威張らない。

「藤田まこと」氏の訃報に接し、彼の言葉を思い出しました。



目次：1 ページ：所長挨拶：「藤田まこと」氏のこと

3 ページ：お客様のご紹介

2 ページ：平成 22 年度税制改正関連情報

4 ページ：住宅エコポイント制度の開始

労働基準法の改正・雇用保険料率の変更

本の紹介コーナー・御挨拶

平成 22 年度税制改正関連情報

「平成 22 年度税制改正大綱」において、個人事業主の家族従業員の税制優遇措置を適用するよう決定された事に伴い、今回の税制改正において小規模企業共済の加入資格、中小企業退職金共済制度の加入資格が拡大される事になる予定です。(現在、参議院で審議中)

《小規模企業共済制度の改正》

従来、個人事業主の場合は個人事業主本人のみが加入資格を有していましたが、今回の改正により個人事業主の**共同経営者(配偶者や子等の事業専従者あるいはその他の後継者)**に**2名を上限**として加入資格が認められる事となりました。小規模企業共済制度は節税効果の高いので加入対象となる方はご検討ください!

《中小企業退職金共済制度の改正》

これまでは個人事業主の同居親族のみを雇用する事業の従業員は加入できませんでしたが、これらの従業員についても加入対象者とされることになりました。

配偶者以外の家族従業員は就労実態が他の従業員と同様である場合等の条件が必要

改正後

家族従業員のみ個人事業主であっても配偶者以外の家族従業員は加入対象へ

労働基準法・雇用保険法が改正されます!!

平成 22 年 4 月 1 日より改正労働基準法が施行されます。改正の概要は以下の通りです。

今回の改正のポイントは?

1ヶ月 **60 時間を超える時間外労働**に対する法定割増賃金率が、**現行の 25% 以上から 50% 以上に引き上げ**られました。

60 時間を超える時間外労働に対して 50% 以上の割増賃金の支払いに替えて休暇を与える**代替休暇制度**が新たに創設されました。

年次有給休暇を時間単位で取得できるようになりました。(労使協定の締結が必要)

1ヶ月 **45 時間を超える時間外労働**について、法定割増賃金率 **25% を超える率とするなどの努力義務**が新たに課されました。

適用対象法人は?

上記の、は全ての企業で適用となりますが、は当面の間、中小企業は適用猶予となります。

給与計算システム P X の改正労働基準法への対応

今回の改正労働基準法に対し、P X は 2010 年 4 月版より改正内容に対応した機能の追加がございます。P X において年次有給休暇を管理されている方、1ヶ月 45 時間を超える時間外労働について、25% を超える率とする方は当事務所の担当者へご確認ください。

平成 22 年 4 月より表の通り雇用保険料率の変更があります

	事業主負担分	労働者負担分
改正前	7 / 1000	4 / 1000
平成 22 年 4 月以降	9.5 / 1000	6 / 1000

P X ご利用の場合は P X (4 月版) にて対応する事になります。

~ お客様のご紹介 ~

齊阿うん (せいあうん)

当事務所の顧問先である齊阿うん様が、この度、店舗を新しく改装されて、祇園宮川町の舞妓さん招いてのお座敷遊びや踊りプラン(2時間)を始められました。

店舗は四条烏丸から数分のところにあり、全席掘り炬燵で個室となっていますので、ゆっくりとくつろぎながら美味しいお食事とお酒を楽しんでいただきたいと思います。
是非一度ご利用ください。

齊阿うん / (有)服部齊
京都市中京区錦小路通室町西入る天神山 274
TEL : 075-212-1314
営業時間 / 11 : 50 ~ 14 : 00 (ラストオーダー 13 : 15)
17 : 30 ~ 23 : 00 (ラストオーダー 22 : 30)
定休日 / 不定休 (主に火曜日)
ご予約の際にお問い合わせください。
収容人数 / 70 名 (宴会最大数 35 名)
駐車場 / 無 (近隣にコインパーキングがあります。)



< お品書き (税込) >

霰御膳 (昼限定)	1,900 円
桜 (昼限定)	2,900 円
梅	4,200 円
菊	5,250 円
萩	7,350 円
牡丹	10,500 円
舞妓さん+懐石料理 A	14,000 円
舞妓さん+懐石料理 B+飲み放題	14,000 円
舞妓さんコースは 8 人以上でご予約をお願いいたします。	
一品料理	450 円 ~
飲み放題 (90 分)	+2,000 円

帆布でにむや

今回ご紹介をさせていただくのは、昨年 10 月 4 日三条通神宮道東入にて帆布 & デニムバッグ店を開いた【帆布でにむや】です。

オーナーの田中晶様が自らデザインし、職人の手作りで長く使える自然素材独特の温かさを持ち、女性用、男性用オリジナリティ溢れる高品質な鞆や小物を自社工場で作っておられます。

また、鞆の製造だけでなく、オーダー注文やメンテナンスサービス(持手交換、裏地交換、染め直しなど)もされています。

様々な用途に使っていただける丈夫でお洒落なバックを一般小売、卸売りされており、新規お取引先(様)も募集しておられます。近くにお越しの際には、是非お立ち寄り下さい。



【帆布でにむや】

田中 晶

京都市東山区三条通神宮道東入夷町 158

神宮道ビル 1F

営業時間 10:30 ~ 18:00

定休日 毎週火曜日 (祝日の場合は営業)

Tel・Fax 075-751-6808

<http://www.hokyo-bag.jp>

mail: tanakahokyo_akira@yahoo.co.jp



地下鉄東西線[東山]駅下車
番出口より徒歩約 3 分

お知り合いに会計事務所をお探しの方がいらっしゃる時は、是非ご紹介いただきますようお願いいたします。